

意見書案 (令和2年2月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	「桜を見る会」の国政私物化疑惑追及を求める意見書(案)	日本共産党	1
2	東京都におけるIR・カジノの調査・検討を中止し誘致断念を求める意見書(案)	日本共産党	2
3	羽田空港新飛行ルートの実施撤回を求める意見書(案)	日本共産党	3
4	自衛隊の中東派遣の閣議決定の撤回を求める意見書(案)	日本共産党	4
5	子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書(案)	日本共産党	5
6	中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書(案)	公明党	6
7	自衛隊の中東派遣の撤回を求める意見書(案)	市民の広場	7
8	柔軟剤等家庭用品に含まれる香料等による健康被害の調査・研究と成分表示を求める意見書(案)	市民の広場	8
9	ゲノム医療での差別防止を禁じる法律策定を求める意見書(案)	文京みらい	9
10	後期高齢者医療制度の見直しと保険料の軽減を求める意見書(案)	文京みらい	10
11	学校給食費の無償化を求める意見書(案)	創	11
12	ゲノム編集食品の安全性を確保する施策を求める意見書(案)	創	12

「桜を見る会」の国政私物化疑惑追及を求める意見書（案）

安倍首相の地元・山口県から大勢の後援会員を招いていたことが大問題になった「桜を見る会」を、2020年度は中止することになりました。菅官房長官は首相官邸や与党に招待者の推薦を依頼していたことも認めました。

1950年代から行われていた「桜を見る会」は、安倍首相の政権復帰後参加者と費用が増大し、2014年の参加者13,000人・支出額約3,000万円が、2019年には参加者18,200人・支出額5,500万円へと膨らみました。また、「桜を見る会」と首相の後援会活動とが一体不可分で行われていた実態を、参加した政治家自身や後援会員らが生々しく証言しています。

安倍後援会名のバスを連ねて開門前に入場し、首相夫妻を囲んで記念撮影をしたことなど、地元後援会活動の一環であることは明白です。この会への参加費は無料で、アルコール、オードブル、お菓子、お土産も振る舞われ、政治家が自分のカネでこうした接待をしたら明白な公職選挙法違反であり、また、この会の前日に行われた「前夜祭」も政治資金収支報告に記載がなく、政治資金規正法違反の疑いもあります。

首相の推薦枠で、多くの高齢者に被害を与え経営破綻したジャパンライフ会長（15年当時）が招かれ、ジャパンライフは「桜を見る会」招待状を大々的に宣伝に使い、強引な勧誘を展開しており、被害者約7,000人、被害額は約2,000万円にも上りました。その招待者名簿を破棄・隠ぺいするなど、公文書の管理を巡る法違反も明らかです。

「桜」疑惑は、国政私物化という首相の政治姿勢に直結する大問題です。

よって、文京区議会として、政府と国会に対し、安倍政権が説明責任を果たし、真相を解明することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

東京都における IR・カジノの調査・検討を中止し誘致断念を求める意見書（案）

カジノ、ギャンブルは負けた人のお金を儲けの原資としており、人の不幸の上に成り立つ商売です。ギャンブル依存による本人や家族の苦しみ、マネーロンダリングの恐れ、治安悪化などの懸念は、対策をとればいいというものではありません。

ところが東京都は 1999 年の石原都政以来、猪瀬知事、舛添知事、小池知事と一貫してカジノを含む統合型リゾートである IR の調査検討を行い、約 20 年に渡りカジノ誘致の検討を推進してきました。

この中で、東京都は 2014 年には、カジノ誘致について、都の産業技術研究所や日本科学未来館が隣接し、都立特別支援学校に程近い臨海部の青海地区北側（江東区）を想定して具体的、詳細に検討し、東京都港湾局は IR 整備法案成立以前から、事業者公募、公聴会、都議会議決など、IR・カジノ開業までのスケジュール表まで作成していました。法案成立後には世界各地のカジノ運営事業者からヒアリングを行い、シンガポールの「マリーナ・ベイ・サンズ」をモデルにカジノを配置した IR を具体的に検討していたことも判明しました。

さらに、東京都は IR・カジノを東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後の「起爆剤」と位置付けていたことも明らかになっています。

IR は利益の 8～9 割をカジノ売り上げが占める施設です。大阪府・市が同市内の夢洲（ゆめしま）に計画する IR は、全体収益年間 4,800 億円の 8 割、3,800 億円をカジノ売り上げが占めると見込んでいます。IR 全体の施設規模が巨大化した結果、その“収益エンジン”となるカジノも、「世界最大規模」の巨額の利益をあげ続けなければならず、ギャンブル依存症などの悲劇をかつてない規模で広げることになります。

IR の事業期間の問題も深刻です。誘致自治体はカジノ事業者との間で結ぶ「実施協定」で 30～40 年間に及ぶ長期の事業期間を決めます。その期間内には、自治体側から事業の中止を申し出ようとしても、事業者側から協定違反で巨額の損害賠償を求められる恐れがあります。目先の利益だけでカジノに手を出したら、引き返せなくなるのは必至です。

さらに、カジノへの参入を狙った中国のカジノ事業者が多額の資金を日本に持ち込んだ外為法違反事件で、内閣府の IR 担当副大臣だった元自民党の秋元司衆議院議員の関与が浮上し、逮捕・起訴に至ったことも極めて重大です。住民福祉の増進が使命である自治体がカジノに手を出すことは許されません。

よって、文京区議会は、競輪反対を掲げる自治体の区民世論に依拠し、その誇りにかけて、東京都に対して IR・カジノの調査・検討を中止し誘致断念することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て

羽田空港の新飛行ルートの実施撤回を求める意見書（案）

国土交通省は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会での訪日客受け入れの国際便増便と経済成長のため、羽田空港の新ルートを 3 月 29 日から運用しようとしています。空港に離発着する飛行機が都心部を低空飛行する新ルートに向け 2 月 1 日、実際の旅客機の試験飛行を開始しました。3 月 11 日までに 7 日間程度実施する予定です。

渋谷区上空では、「ゴー」という騒音とともに、車輪が出ている様子が確認されました。また、羽田空港 A 滑走路と C 滑走路に着陸する機体が並行して通過する姿も確認されています。江戸川区の第五葛西小学校では測定した騒音は最大で 69 デシベル、1 回の飛行での目安として、銀行の窓口周辺と同程度の騒音とされる 59 デシベル以上が続いた時間は、約 38 秒間でした。

予定されている新ルートは、南風の時は午後 3 時から 7 時までのうち 3 時間、都心上空を 2 分に 1 機以上が飛行し、北風の時も午前、午後で約 3 時間の飛行です。大井町駅付近では、東京タワーよりも低い高度約 300m を飛行するという世界ではありえないルートとなります。

新ルートの下及び周辺には、国の説明図をもとに控えめに推計しても 270 万人、東京 23 区の人口の 3 割にあたります。そこに建つ 60 m²以上の超高層ビルは 428 棟にも及びます。また騒音は、国の説明でも新宿付近、大井町駅付近での騒音は 60～80 デシベルで主要幹線道路や地下鉄車内並みです。さらに飛行機の部品や氷の塊などの落下の危険も増します。

新ルート直下の品川、渋谷両区議会に続き港区議会も、新ルートの撤回、見直しを求める意見書・決議を全会一致で採択しています。品川区ではさらに、新ルート計画の賛否を問う住民投票条例について前向きな議論も行われています。

よって、文京区議会は、政府に対して、羽田空港の新飛行ルートの実施撤回を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
国土交通大臣

宛て

自衛隊の中東派遣の閣議決定の撤回を求める意見書(案)

安倍内閣は、防衛省設置法の「調査・研究」を根拠に、国会の審議も経ずに政府の勝手な判断で、野放図に活動を拡大することが可能となる自衛隊の中東への派遣を昨年末、閣議決定しました。

イラクの司令官が殺害されるなど、米国とイランの深刻な対立により緊張が続き、年末の中東情勢とは大きく異なる中で、1月11日海上自衛隊のP-3C哨戒機2機が出発、2月2日には、海上自衛隊護衛艦「たかなみ」が出港しました。

今回の派兵は、米国主導の有志連合の「センチネル(番人)作戦」が、1月に本格化することに歩調を合わせたものです。

有志連合への参加表明は、英国、サウジアラビア、豪州など6カ国にすぎず、昨年の年末の時点では、豪州の哨戒機1機だけでした。その原因はトランプ大統領がイランとの核合意から一方的に離脱して軍事的緊張を高めてきたことあり、有志連合が本格的な軍事活動を展開すれば、この地域の緊張がさらに高まることになるからです。

日本が直接、有志連合に参加しなくても、バーレーンにある米軍司令部に自衛隊の連絡官を派遣し「情報共有」することを、米中央軍の司令官なども明言しています。「派遣された自衛隊が米軍と一体の軍事活動に加わる危険」があります。

また、閣議決定には、日本の船舶を護衛する必要が生じた場合、武器使用が認められる海上警備行動の発令も明記されており、そうなれば武力行使する危険性もますます大きくなることとなります。

いま、日本がやるべきは、トランプ政権に核合意に戻るよう説得することや、イランに緊張を高めないよう自制を求めること、憲法9条を生かした平和外交でこの地域の平和の実現のために努力することです。

よって文京区議会は、政府及び国会に対して自衛隊の中東派遣の閣議決定を撤回するよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

防衛大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書（案）

子どもの歯や口腔の健康な状態を保持することや、発育期における適切な歯科矯正は、顔の骨格や身体を健康を良好にするだけでなく、精神的安定や生活習慣の改善にも効果があるといわれています。

学校保健調査で歯列・咬合の異常で要診断とされる割合は、2018年は4.5%程度でぜんそくやアトピー性皮膚炎よりも高い割合になっています。

これまで歯科矯正治療に係る療養の給付の対象は、範囲の拡大や見直しが行われ、現在53の疾患が保険適用されています。しかし、特定の疾患に該当しない場合が多く、保険適用外の治療のため、費用の負担が高額なことから治療に踏み切れないケースが少なくありません。

歯列矯正は永久歯に生え替わる時期に行うことがその後の口腔機能の発達にとって大切であり、歯列異常を治療することは将来の虫歯や疾病を予防することにもつながっていくという研究もあります。

学校健診の必要治療項目にも入れられていることが多く、その中で勧告を受けても経済的に困窮しているひとり親や低所得世帯においては、治療を断念せざるを得ないのが現状で、これらのことが原因となって将来の職業選択にも影響が出ているという報告もあります。

よって、文京区議会は政府に対し、生涯にわたる健康の保持増進、また健康格差の是正という立場から、せめて子どもの歯列・咬合異常について、必要な治療に保険が適用されるようにすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣 宛て

厚生労働大臣

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきました。しかし最近では、就職氷河期世代も含め、中高年層に及ぶ大きな社会問題として、クローズアップされてきています。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月に公表されましたが、40～64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は社会に大きな衝撃を与えました。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくありません。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきましたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきです。

よって、文京区議会は、政府に対し、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。
また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 2 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」の更なる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保。更には家族に対する相談や講習会などの取組を促進すること。
- 3 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよ「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣

宛て

自衛隊の中東派遣の撤回を求める意見書（案）

国は、中東海域に自衛隊を派遣する方針を閣議決定し、今年1月11日海上自衛隊のP-3C哨戒機、2月2日には護衛艦「たかなみ」を派遣しました。

中東地域はいつ戦争が起きるかわからない情勢です。米国が1月にバグダッドでイラン革命防衛隊の司令官を殺害し、イランは武力報復として米軍基地へのミサイル攻撃を実施しています。米国とイランの軍事衝突に自衛隊が巻き込まれるリスクは非常に高いと思われます。緊張の高まっている地域への自衛隊派遣は、武力行使の範囲を広げ、自衛隊員の命を危険にさらすこととなります。

今回の自衛隊派遣は、防衛省設置法の調査・研究を根拠としています。しかし、調査・研究によって部隊運用にあたる海外派遣を行うことは、法の拡大解釈です。国権の最高機関である国会の審議も無しに自衛隊の海外派遣を行うことは、許されない行為であり、なし崩し的に自衛隊の海外派遣が拡大しかねません。

国は「米国の有志連合とは一線を画す」としていますが、日本が収集した情報は米国などと共有することは、実質、有志連合を支援することとなります。そもそも中東での緊張を高めた大きな要因は、2018年5月にイラン核合意から一方的に離脱し制裁を再開したトランプ政権です。日本が、米国とイランの橋渡し役をするのであるなら、自衛隊の中東派遣でなく、イラン核合意への復帰と合意事項を履行することを米国に求めることが必要であり、何よりも中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力を行うことが求められます。

こうした状況を踏まえ、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記の事項を実行するよう強く求めます。

記

- 1 自衛隊の中東派遣を中止し、P-3C哨戒機・護衛艦「たかなみ」を撤収させること。
- 2 自衛隊の海外派遣にあたっては十分な国会審議を尽くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

柔軟剤等家庭用品に含まれる香料等による健康被害の調査・研究と成分表示を求める意見書（案）

近年、新たな製法による柔軟剤、消臭剤等の使用による化学物質過敏症の健康被害を発症する人たちが増えています。国民生活センターに寄せられた柔軟剤等の香りに関する相談件数は、2012年には65件でしたが、2013年は300件を越す数に急激に増え、その後も高止まりが続いています。時系列で見ると、新たな製法による商品発売開始と相談数の増加は時が重なっています。

新たな製法は、香料や抗菌剤、消臭剤の効果を長持ちさせるために、成分である化学物質をマイクロサイズやナノサイズにし、花粉やPM2.5より小さいマイクロカプセルに入れるもので、このカプセルの壁材が繊維の摩擦などで破壊されることにより徐々に大気中に化学物質を拡散させています。

化学物質過敏症は、花粉症のように個々人の体の許容量を超過して化学物質にさらされ続ければ誰でも発症することが示唆されています。長時間続く香りは化学物質過敏症発症のトリガーとなることも考えられます。

欧州連合では、化粧品規制でアレルゲンであることが明白な26種類の成分について物質名の表示が定められ、配合量も規制されています。我が国は業界の自主規制がありますが、問題は製品の成分が消費者に知らされていないことです。

また、近年、使用されているマイクロカプセルから、毒性の強いイソシアネートが検出されています。イソシアネートは欧米では健康被害があると認定され、使用が規制されています。香料等を封じ込めたマイクロカプセルは摩擦による破壊で樹脂の破片をあちこちにまき散らすことにもなり、環境汚染にもつながります。

よって、文京区議会は政府に対し、国民の柔軟剤等による健康被害を防ぐため、下記の事項に早急に取り組まれることを強く求めます。

記

- 1 柔軟剤、消臭剤等による健康被害の実態調査及び成分毒性等の研究を行い、被害をくい止める措置をとること。
- 2 柔軟剤、消臭剤等を「家庭用品品質表示法」の指定品目とするとともに、その成分表示を義務づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

宛て

ゲノム医療での差別防止を禁じる法律策定を求める意見書（案）

近年、病気と遺伝情報のかかわりが急速に解明され、特定の染色体や遺伝子について何らかの変異が起こっていないか、確かめる遺伝子検査によって得られた遺伝子情報の結果をもとにして、より効率的・効果的に病気の診断、治療等を行うゲノム医療に期待が寄せられています。具体的には、従来の治療方法では困難ながん等に対して、遺伝子情報からより効果的で副作用の少ない薬など新たな治療法の選択肢の提供があげられます。

さらに昨今は、すでに症状がある患者の確定診断と効果的な治療選択だけでなく、遺伝性疾患の血縁者等の遺伝情報・家系情報を解析する発症前診断、がんや生活習慣病にかかりやすいか、発症率などの診断といった予防医学を前提としたものにまで役割は拡大してきています。

一方、遺伝に関する遺伝情報は本人や家族のプライバシーでありながら、「究極の個人情報」が不適切に扱われた場合に、遺伝子検査を受けた本人及び家族等に社会的不利益がもたらされる可能性があるにもかかわらず、法律面での対策が取られていません。遺伝子検査の結果を診療や研究以外に使うことを禁止する、遺伝学的情報に関する法律が制定されていないのです。例えば、保険に加入しようとした折に、保険会社が遺伝子情報を提供することを要求し、遺伝性の病気であること、もしくは発症する率が高いことがわかった人に対して、保険加入を拒否したり、高い保険料を設定したりする差別を直接禁止する法的規定がありません。

アメリカでは、医療保険の加入や就職などの際に遺伝学的検査結果をもとに、ほかの人と違う取扱いを禁じる法律があります。フランスやドイツ、韓国でも遺伝子関連検査に関する法律で差別を禁止しています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、日本でも、遺伝学的特徴に基づく差別を禁止する法案の検討を一層加速し、早急に法制化し、患者本人及び家族が差別を受けることなく安心して、誰もが遺伝情報を効果的に活用する選択肢の持てる社会的環境整備を進めることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

後期高齢者医療制度の見直しと保険料の軽減を求める意見書（案）

後期高齢者医療制度については、現在、国の全世代型社会保障検討会議等において、人生100年時代の到来を見据えながら、社会保障全般にわたる持続可能な改革を検討しています。昨年12月に同会議がまとめた中間報告の中で、後期高齢者の自己負担割合の在り方について、元気で意欲ある高齢者が、その能力を十分に発揮し、年齢にかかわらず活躍できる社会を創る必要があり、70歳までの就業機会の確保や年金の受給開始時期の選択肢の拡大による高齢期の経済基盤の充実と併せて、医療においても、現役並み所得の方を除く75歳以上の方の後期高齢者医療の負担の仕組みについて負担能力に応じたものへと変革していく必要があるとしています。これにより、2022年にかけて団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される中で、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築するとしています。

これらのことを踏まえ、今夏に予定されている最終報告に向けて窓口負担割合等について更なる検討を行うとしています。

今後、2025年問題や2040年問題を踏まえた本制度の抜本的な改革が必須であると考えます。

よって、文京区議会は、政府及び東京都に対し、現時点で現役世代の負担増を抑え、制度を持続可能なものとするためには、後期高齢者が負担する保険料について、これ以上の負担が強えられるようなことのないよう、下記の事項について要望します。

記

- 1 東京都後期高齢者医療広域連合に対し、現在、都独自の軽減として所得割額の軽減を行っているが、引き続き低所得者に対する支援に取り組むよう働きかけること。
- 2 医療に頼らない元気な高齢者を増やすため、地域活動に対する支援やフレイル予防等様々な高齢者支援施策を充実させること。
- 3 医療費の一層の適正化を図るために、区民の健康推進に関する事業の充実やジェネリック医薬品の普及促進等に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛て

東京都知事

学校給食費の無償化を求める意見書（案）

学校給食は「食育の推進」が学校給食法の第一条において目的として位置付けられており、教育活動です。また、日本国憲法の第 26 条において、義務教育はこれを無償にすると定められていることから給食は教材の一部として、教科書と同じく全国すべての小中学校において無償で実施されるべきです。

2016 年に行われた政府の経済財政諮問会議では、子ども・子育て世帯への支援拡充の一環として、給食費無償化が提案され、そのためには年間 5,120 億円が必要になるとの試算が示されました。安倍政権は子育て世帯への支援拡充を「一億総活躍社会」実現の柱としています。

それを受け、2018 年文部科学省は保護者負担とされる公立小中学校の給食費への支援状況を調べる初の教育委員会調査の結果を公表しました。これにより、全国で 82 の自治体が教育的効果の他、子育て世帯の負担感の軽減等のため、学校給食の無償化を実施していることがわかりました。

このような提案及び調査が行われた背景としては、深刻な経済状況の悪化を受け、食材費等の給食費の保護者負担が困難となる世帯が増えており、先の調査結果にあるように自治体による給食費の無償化の流れや、学校給食費の保護者負担の一部補助を行っている自治体が多くなってきていることがあります。

さらにその一方で、同調査によると、米飯やパンなどの主食とおかず、牛乳がそろった「完全給食」を全校で実施している教育委員会は 92.4%に当たる 1,608 教育委員会と完全給食が実施されていない自治体がまだあり、自治体間の支援の格差が浮き彫りになっています。

公教育の機会均等の立場からも居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせている現状を改善することが求められています。

また、文部科学省は学校の働き方改革の一環として、給食費を学校で管理せず、自治体や教育委員会の公会計に組み入れることが望ましいとしています。公会計化している自治体は同調査でまだ 39.7%となっており、公会計化していても徴収業務は学校が担っているところもあるなど、学校の業務負担がまだまだ残っている現状です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、このような状況を改善するために、国の責任において、全国の全ての自治体で学校給食を完全に実施し、その給食費保護者負担を無償にできるよう財源を確保することを求めます。

また、法改正等に時間がかかる場合は、それまでの経過措置として、広域自治体である都道府県それぞれによる財政支援を求めます。特に本区の所在する東京都に対しては、都内全ての小中学校の保護者の給食費負担をなくすよう早期の財政支援を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

東京都知事

ゲノム編集食品の安全性を確保する施策を求める意見書(案)

2019年10月、ゲノム編集食品が解禁され、人の手で様々な特徴を付与された野菜や魚が食卓に並ぶことになりました。ゲノム編集によって作られる食品は消費者としては一見魅力的に思われますが、以下の二つの問題があるといわれています。

まず一つは、国による安全性の審査がない点、二つ目は、ゲノム編集であることを表示する義務がないため、消費者の「選ぶ権利」が侵害されていることです。

新しい技術だけに消費者の間には戸惑いもあり、2018年に東京大学が実施した調査ではゲノム編集食品を「食べたくない」と答えた人は4割に上っています。

狙った遺伝子を切り取る技術の制度は格段に進化しましたが、それでも「オフターゲット(切り間違い)のリスクはゼロではない」との専門家の指摘によれば、将来世代に影響が現れないという保証はなく、ゲノム編集食品を口にすることを不安に思う消費者が少なくありません。

EUでは、GMO(遺伝子組み換え作物)と同等に扱い、当局が検査し流通記録を保管、販売時に表示義務を課しています。また米国でも表示義務はないものの、消費者団体が流通経路を遡り、バイオ企業の特許を調べ独自の表示をしようと試みています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、日本においても、ゲノム編集食品であることを表示し、消費者の「選択の権利」の保障の確保を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)

衆議院議長

参議院議長

宛て